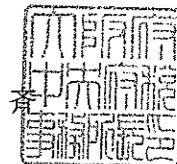


平成27年9月2日

自治労大阪府職員労働組合  
税務支部 中央分会  
分会長 阪田 淑子 様

大阪府中央府税事務所長 小幡



回 答 書

2015年8月10日に提出のありました要求書について下記のとおり回答します。

記

要 求 事 項		回 答 事 項	
1	当局は分会との労使慣行を厳守し、労働条件の改変にあたっては、一方的実施は行わないこと。	1	良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい。
2	平成25年4月より新事務所として4フロアに分かれての業務を行っているが、各フロアの、職場環境が同一となるよう改善を行うこと。	2	職場環境については、今後とも事務所全体として向上するよう努力してまいりたい。
3	一般定期健康診断・特別健康診断（女性健診・人間ドッグ・VDT作業等）の充実や受診対象範囲の拡大をはかり、職員の健康管理体制を強化すること。	3	要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。
4	職員の健康保持・増進および快適な職場環境の形成をはかるため、生活習慣病対策・メンタルヘルス対策・インフルエンザ等の感染予防対策を強化するとともに、常備薬品等の拡充をはかること。	4	当所安全衛生委員会において検討し、所属としての対策を講じるとともに、要求の趣旨については、税政課に伝えてまいりたい。 常備薬品等については、必要な範囲内で対応してまいりたい。
5	執務室の空調・換気・照明・臭気等については、日常的に点検を充実するとともに、冷暖房運転については、職員の健康管理に留意して行うこと。	5	各執務室における空気環境、照度につきましては、定期的な測定を実施しており、いずれも適正である結果が出ております。 冷暖房運転については、今後とも職員の健康管理に留意し適切な運用に努めてまいりたい。